

25千保環第978号
令和7年12月1日

小規模専用水道設置者様

千葉市保健所長
(公印省略)

「水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」に係る運用について

日ごろから、本市の公衆衛生行政の推進につきましては、格別の御理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正されました。

つきましては、本改正に伴い、令和8年4月1日から千葉市小規模水道条例及び同規則に基づく水質検査については「PFO-S及びPFO-A」に関する水質検査の実施及び基準を遵守する義務が新たに課せられます。

別添の「運用上の留意事項（小規模専用水道）」をご了知の上適切な管理をお願いします。

また、本項目の検査については、遅くとも令和8年度最初の水質検査にて実施いただくようお願いいたします。

なお、本通知等につきましては、下記保健所環境衛生課ホームページに掲載しましたのでご利用ください。

<https://chiba-city.cms8341.jp/cms8341/hokenfukushi/iryoeisei/hokenjo/kanryo/documents/978shoukibosenyousuidou.pdf>

※ 基準値は「PFO-S及びPFO-Aの合計」として「50ng/L以下」

参考 千葉市小規模水道条例施行規則（抜粋）
(検査項目等)

第2条 条例第3条の水質基準（以下「水質基準」という。）に適合しているかどうかの検査に係る検査事項、検査方法及び基準は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定めるところによるものとする。

担当 千葉市保健所 環境衛生課
施設指導班 佐藤、堀江
電話 043-238-9940

別添

運用上の留意事項（小規模専用水道）

- 1 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の一部改正について
同省令の表について、20の項から51の項まで1項ずつ繰り下げ、新たに20の項としてペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）（以下「PFOS及びPFOA」という。）に係る基準値（0.00005mg/L※）を追加する改正を行ったものであること。（※0.00005mg/L=50ng/L）
- 2 小規模専用水道の取扱いについて
 - (1) PFOS及びPFOAの定期水質検査

（千葉市小規模水道条例（平成3年12月13日条例第57号）第10条、千葉市小規模水道条例施行規則（平成4年3月31日規則第47号）第7条第1項、同条第2項、千葉市小規模水道取扱要領（以下「要領」という。）第3の3（2））

ア 定期の水質検査の回数は、おおむね6月につき1回とするとともに、以下（ア）及び（イ）に該当する場合は、検査回数を減じることを可能とすること。

（ア）PFOS及びPFOAの水質検査結果が水質基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上まで省略することができる。

（イ）（ア）で実施した検査結果が水質基準値の10分の1を超えた場合で、水質基準に適合し、異常がないと認められた場合は、おおむね1年に1回以上まで省略することができる。

（ウ）（ア）及び（イ）の運用は、当面の間（約5年間）の措置とし、その後、見直しすることとする。なお、必要に応じて、環境衛生課及び生活衛生課において協議し、早期に見直すことも可能である。

イ 施行日前に実施した検査結果についても、検査回数の判断に用いることを可能とすること。

ウ 施行日前に実施する検査に供する水は、小規模専用水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水のほか、原水も対象とできること。原水の結果を対象とする場合は、水道施設内でPFOS及びPFOAに汚染される要素がなく濃度が上昇しないであろうことを確認すること。

エ 施行日前に行う検査方法は、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）別添4により実施されたものほか、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」（平成24年9月6日付け健水発0906第1号別添、最終改正：平成29年10月18日）に従った評価をして目標に適合したものと認めること。

オ 施行日前に検査を実施していない場合は、施行日後速やかに検査を実施すること。

カ 水質検査の結果基準値を超過した際は、保健所に報告すること。

キ 環境衛生課は、立入検査の際に、水質検査の実施状況及び検査結果を確認すること。

(2) P F O S 及びP F O Aの原水の水質検査（要領第3の3（4））

全ての水源の原水検査について、検査を実施し、水源の水質の把握に努めることが望ましいこと。ただし、専用水道もしくは小規模専用水道から供給される水のみを水源とする小規模専用水道、浄水方法が塩素消毒のみの小規模専用水道については、この限りではない。

3 施行日

令和8年4月1日